

## 中部学院大学学則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。

#### (名称及び所在地)

第2条 本学は、中部学院大学と称する。

2 本学の所在地は、岐阜県関市桐ヶ丘二丁目1番地(関キャンパス)とする。ただし、第3条に規定する教育学部は、岐阜県各務原市那加甥田町30番1(各務原キャンパス)とする。

#### (自己評価等)

第2条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

#### (教育内容等の改善のための組織的研修等)

第2条の3 本学は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 前項に関する規程は、別に定める。

#### (学部・学科)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。各学部及び学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

##### (1) 人間福祉学部 人間福祉学科

社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

##### (2) 教育学部 子ども教育学科

教育学及び保育学を基礎に幼児及び児童における今日的諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に教育、保育界に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

##### (3) 看護リハビリテーション学部 理学療法学科

理学療法における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識、技術を習得した医療技術者の養成をすることを目的とする。

##### (4) 看護リハビリテーション学部 看護学科

保健・医療・福祉の総合的な視野を持ち、チーム医療の一員として、すべての人々の健康の保持・増進並びに生活の質を考慮した看護が行える能力と諸問題を解決する知識、技術を習得することを目的とする。

##### (5) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科

スポーツ健康科学分野における教育・競技・健康・医学にまたがる諸科学の総合的な教育研究を通して、スポーツや健康を科学的に研究し、科学的方法に基づくスポーツや心身の健康に関する専門的知識や技術を身に付けるとともに、幅広く深い教養と総合的な判断力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成することにより、広く社会に貢献することを教育研究上の目的とする。

(収容定員)

第4条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科 名	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員
人間福祉学部	人間福祉学科	100名	15名	430名
教育学部	子ども教育学科	80名	10名	340名
看護リハビリテーション学部	理学療法学科	60名	—	240名
	看護学科	80名	—	320名
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	80名	—	320名

※教育学部子ども教育学科の学生は、「小学校・中学校教諭コース」又は「幼稚園教諭・保育士コース」のいずれかに所属する。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年限は、8年をこえることができない。

2 第31条により入学した者の在学年限は、在学すべき年数の2倍に相当する年数をこえて在学することはできない。

(通信教育部)

第5条の2 本学人間福祉学部人間福祉学科に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する規程は別に定める。

(大学院)

第5条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

(別 科)

第5条の4 本学に別科の課程として留学生別科を置く。

2 留学生別科に関する規程は、別に定める。

## 第2章 学年、学期、授業日数及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、授業日数の確保のため学長が必要と認めるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(授業日数)

第8条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び別に指定する土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 開学記念日 5月14日
  - (4) 春季休業日 3月20日から4月10日まで
  - (5) 夏季休業日 7月15日から9月7日まで
  - (6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで
- 2 学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。
  - 3 学長が必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

### 第3章 教育課程及び履修方法

#### (教育課程)

第10条 本学の教育課程は、各授業科目を必須科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 人間福祉学部の授業科目は、基礎教養系科目（人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目）及び専門教育系科目（専門準備科目、専門科目）に分ける。
- 3 教育学部の授業科目は、基礎教養系科目（人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目）及び専門教育系科目（専門科目、実践・統合科目）に分ける。
- 4 看護リハビリテーション学部理学療法学科の授業科目は、基礎教養系科目（人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目）及び専門教育系科目（専門基礎科目、専門科目）に分ける。
- 5 看護リハビリテーション学部看護学科の授業科目は、基礎教養系科目（人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目）及び専門教育系科目（専門科目）に分ける。
- 6 スポーツ健康科学部の授業科目は、基礎教養系科目（人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目）及び専門教育系科目（専門共通科目、専門応用科目）に分ける。

#### (連携開設科目)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条の2に規定する連携開設科目を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

#### (授業科目及び単位)

第11条 本学における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を増設することができる。

#### (資格に関する授業科目及び単位数)

第11条の2 学部、学科にかかる次表の資格等に関する授業科目及び単位数は、前条に定める別表第1（1）から（6）までに規定する授業科目及び単位数のうち、第13条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第9項、第10項、第11項又は第12項に規定する授業科目及び単位数による。

学 部	学 科	資 格
人間福祉学部	人間福祉学科 (介護福祉士受験資格を希望する者を除く)	社会福祉士受験資格 精神保健福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格 初級パラスポーツ指導員
	人間福祉学科	社会福祉士受験資格

	(介護福祉士受験資格を希望する者)	介護福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格 初級パラスポーツ指導員
教育学部	子ども教育学科	中学校教諭1種免許状(英語) 小学校教諭1種免許状 幼稚園教諭1種免許状 保育士
看護リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法士受験資格
	看護学科	看護師受験資格 保健師受験資格
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	中学校教諭1種免許状(保健体育) 高等学校教諭1種免許状(保健体育) スポーツコーチングリーダー 初級パラスポーツ指導員 中級パラスポーツ指導員 スポーツインストラクター スポーツクラブマネージャー レクリエーション・インストラクター

第11条の3 学部、学科にかかる次表の資格等の授業科目及び単位数は、第11条に定める別表第1(1)から(8)までに規定する授業科目及び単位数のうち第13条第1項、第2項又は第3項に規定する授業科目及び単位数による。

学 部	学 科	資 格
教育学部	子ども教育学科	社会福祉士受験資格

(卒業に必要な単位)

第12条 本学を卒業するためには、別表第2に定める単位を修得しなければならない。

(資格の取得)

第13条 教育職員免許状の授与資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
教育学部	子ども教育学科	中学校教諭1種免許状	英語
		小学校教諭1種免許状	
		幼稚園教諭1種免許状	
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	中学校教諭1種免許状	保健体育
		高等学校教諭1種免許状	

3 社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 4 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉事業法に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 人間福祉学科において、介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 精神保健福祉士受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、精神保健福祉士法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 子ども教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 8 理学療法学科において、理学療法士の受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、理学療法士及び作業療法士法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 9 初級・中級パラスポーツ指導員資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、初級・中級パラスポーツ指導員資格に必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 10 看護学科において、看護師受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、保健師助産師看護師法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 11 看護学科において、保健師受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、保健師助産師看護師法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 12 スポーツ健康科学科において、スポーツコーチングリーダー、スポーツクラブマネージャー、スポーツインストラクター及びレクリエーション・インストラクター資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、資格取得に必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資格取得の制限)

第13条の2 前条第5項の規定により介護福祉士の資格を取得しようとする者は、同条第6項の規定による精神保健福祉士受験資格を併せて取得することはできない。

(地域共生学プログラム)

第13条の3 人間福祉学部及びスポーツ健康科学部において、地域活性化人材育成事業（SPARC）における地域共生学プログラムを修了しようとする者は、第12条に定めるもののほか、別に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

(授業科目の配当及び授業時間数)

第14条 学年における授業科目の配当及び授業時間数は、教授会が定める。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、人間福祉専門演習Ⅰ及び人間福祉専門演習Ⅱの授

業については、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる。

3 前項の規定は、子ども教育学専門演習Ⅰ・Ⅱ、理学療法研究(卒業研究)Ⅰ・Ⅱ、看護学研究(ゼミナール)、スポーツ健康科学部にかかる専門演習及び卒業研究について準用する。

(履修登録)

第16条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年初めの所定の期日までに登録しなければならない。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が履修すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるものとする。

(履修方法)

第17条 履修方法は別に定める。

#### 第4章 試験、卒業及び学位

(単位の授与)

第18条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者には単位を与える。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第18条の2 学生が履修した第10条の2に規定する連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 第12条に規定する卒業に必要な単位数のうち、前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、連携開設科目に関し必要な事項は、別に定める。

(試験)

第19条 所定の授業科目を履修した者は、学年末又は毎学期末にその科目について行う定期試験を受けなければならない。

2 前項の定期試験のほかに、臨時試験を行うことがある。

3 試験は筆記、論文、口述、実技などによるものとし、その方法は、各授業科目の担当者がこれを定める。

4 試験の評価はS、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とする。

5 病気その他やむを得ない事由により試験を欠席したと学長が認めた者は、願いにより追試験を行うことがある。

(試験の受験及び履修認定ができない者等)

第19条の2 授業科目において欠課時間数が授業時間数の3分の1をこえた者は、当該科目の試験を受けることができない。

2 前項の規定にかかわらず、人間福祉学科において行う介護実習で、欠課時間数が介護実習に定める授業時間の5分の1をこえた者は、当該科目の履修の認定をしない。

3 前項の規定は社会福祉実習、精神保健福祉実習、臨床実習、臨地実習及びインターンシップについて準用する。

(他の大学等における授業科目の履修)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を別の定めに基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、教授会の議に基づき、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。(大学以外の教育施設等における学修)

第20条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校  
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学にお  
ける授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により修得したものとみなす  
単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期  
大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の  
本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った文部科学大臣  
が別に定める大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の  
履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編  
入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のもの  
については合わせて60単位をこえないものとする。

(卒業)

第22条 本学に4年以上在学し、第12条に定める所定の単位を修得した者に  
は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第23条 本学を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき学位を授与する。

## 第5章 長期履修学生

(長期履修学生)

第23条の2 第5条第1項に定める修業年限をこえて一定の期間にわたり授  
業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、  
選考のうえ、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関する必要な事項は別に定める。

## 第6章 入学、編入学、転入学、再入学等

(入学時期)

第24条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第25条 本学に入学を志望することのできる者は、次の各号の一に該当するも  
のでなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程に  
よりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準  
ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した  
在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある  
と本学において認められた者

(入学の出願)

第26条 本学への入学を志願する者は、所定の手続きを行わなければならない。

2 入学に関する手続きは、別に定める。

(入学志願者の選考)

第27条 入学志願者の選考は、試験その他の方法により行う。

2 入学者の選考の期日及び方法は、その都度定める。

(入学許可及び入学手続き)

第28条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人1名の誓約書及び住民票(外国人にあっては、在留カード)を提出するとともに、入学金その他の学納金を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項に定められた誓約書及び住民票に代えて、学長が必要と認める書類を提出させることができる。

(保証人)

第29条 保証人は、入学生に係わる一切の責任を負うことのできる独立の生計を営む父母又はその他の成年者とする。

2 保証人が死亡その他の理由により、その責を負うことができないときは、新たに保証人を定めなおして保証書を提出しなければならない。

(改姓等の届出)

第30条 本人又は保証人の身分若しくは住所に変更があったとき、及び保証人がその資格を失ったときは、直ちに届け出なければならない。

(編入学及び転入学)

第31条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学又は転入学を願い出たときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者、又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学ができる者

2 前項の定めにより入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数並びに在学すべき年数の認定は、教授会が行う。

(転学部・転学科)

第31条の2 学内の他の学部への転学部又は所属する学部の他の学科に転学科を願い出た者については、定員の範囲内又は教育上支障がない場合は選考のうえ、これを許可することができる。

2 転学部・転学科に関する必要な事項は、別に定める。

第31条の3 第31条の規定は、人間福祉学科にかかる社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に定める介護福祉士養成課程への編入学・転入学の場合には適用しない。

2 前項の規定は、理学療法学科にかかる理学療法士及び作業療法士法及び同法施行規則に定める理学療法士養成課程、看護学科にかかる保健師助産師看護師法及び同法施行規則に定める看護師養成課程並びに保健師養成課程において準用する。

(転籍)

第31条の4 本学の通学課程と通信教育課程とは、選考のうえ、相互の転籍を許可することができる。

2 転籍に関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第32条 第38条により退学した者が、保証人連署のうえ再入学を願い出た



場合は、選考のうえ、再入学を許可することがある。

## 第7章 休学、復学、転学、留学、退学等

### (休学)

第33条 疾病その他特別の理由により3ヶ月以上修学することが困難な者は、あらかじめ学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は事由を記載した書類を添えて、保証人連署のうえ願い出なければならない。

### (休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学の期間は、通算して4年をこえることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

### (復学)

第35条 休学の期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出て許可を受けなければならない。

### (転学)

第36条 本学から、他の大学へ転入しようとする者は、その理由を添え学長に願い出て、その許可を得なければならない。

### (留学)

第37条 外国の大学へ留学を志願する者は、学長に願い出てその許可を得て留学することができる。

2 許可を受けて留学した者については、外国での在学期間を1カ年に限り、本学における在学期間に算入することができる。

3 前2項に定める留学に関する規程は、別に定める。

### (退学)

第38条 疾病又は止むを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書若しくは理由書を添えて、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。

### (除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、除籍することがある。

(1) 授業料その他の所定納付金の納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第5条第1項及び第2項で定める在学年数をこえた者

(3) 第34条第2項に定める休学期間をこえてなお復学できない者

(4) 行方不明の者

## 第8章 委託生、研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

### (委託生)

第40条 公共団体又は民間企業等から特定の授業科目について修学を委託された者は、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

### (研究生)

第41条 本学を卒業した者又は本学において同等以上の学力を有すると認められた者で、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

### (聴講生)

第42条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がある場合には、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第43条 特定の授業科目について履修を希望する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者は授業科目の所定の単位を与える。

(外国人留学生)

第44条 第25条のいずれかの入学資格を有する外国人で、本邦所在の外国公館の証明がある者は選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の学納金は、別に定めのある場合を除き、正規の課程の学生に準ずるものとする。

(委託生等に関する規程)

第45条 委託生、研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

### 第9章 入学検定料及び授業料その他の学納金

(学納金等)

第46条 入学検定料及び授業料その他の学納金は、別表第3のとおりとする。

2 前項の学納金のほか、資格取得のための履修費及び実験実習費等を別に徴収することがある。

3 授業料その他所定の学納金は、前期と後期の2期に分け、4月及び10月に納入するものとする。

(休学及び復学の場合の学納金)

第47条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学期間中は、別表第5に定める在籍料を納入しなければならない。

2 復学を許可された学生の学納金は、その者の復学する学年次のものを適用する。

(退学及び停学等の場合の学納金)

第48条 学年の途中で退学し、又は除籍された者の当該期間の学納金は、これを納入しなければならない。

2 卒業年次以降の学年の途中で退学し、又は除籍された者の当該期間の学納金は、これを納入しなければならない。

(編入学及び転入学の場合の学納金)

第49条 第31条により編入学又は転入学を許可された者の入学金は、編入学又は転入学した年度の新入学生の納付金額と同額とし、その他の学納金は、編入学又は転入学をした学年次のものを適用する。

2 編入学又は転入学した者は、別に定める期日までに学納金を納付しなければならない。

(転学部・転学科の場合の学納金)

第49条の2 第31条の2により転学部・転学科を許可された者の学納金は、転学部・転学科した学年次のものを適用する。

(再入学の場合の学納金)

第50条 第32条により再入学を許可された者の学納金は、再入学した学年次のものを適用する。

2 再入学した者は、別に定める期日までに学納金を納付しなければならない。

(転籍の場合の学納金)

第50条の2 第31条の4により転籍を許可された者の学納金は、転籍した学年次のものを適用する。

(委託生、研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生の学納金等)

第51条 研究生、聴講生及び科目等履修生の出願料及び科目等履修料その他の学納金については、別表第4のとおりとする。

2 外国人留学生の入学検定料及び授業料その他の学納金は、別に定めのある場合を除き、正規の学生に準ずるものとする。

3 委託生の入学検定料及び科目等履修料その他の学納金は、科目等履修生に準ずるものとする。

(納付した学納金等)

第52条 既に納付した入学検定料(出願料を含む。以下同じ。)及び授業料その他の学納金は、事情の如何にかかわらずこれを返還しない。

(学納金等納入に関する取扱い)

第52条の2 この学則に定めるもののほか、入学検定料及び授業料その他の学納金の納入に関する取扱いについては、別に定める。

(奨学生)

第53条 学業優秀な者及びその他特別の理由がある者に対して、奨学生として認めることができる。

2 奨学生に関する規程は、別に定める。

## 第10章 職員組織

(職員)

第54条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前2項の職員のほか、別に定めるところにより名誉教授を置くことができる。

(評議会)

第54条の2 本学の運営に関する重要事項を審議するため、評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別に定める。

(学長・副学長会議)

第54条の3 評議会に関する審議事項の事前調整及び基本方針の決定を行うため学長・副学長会議を置く。

2 学長・副学長会議の運営に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第55条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び専任の教授をもって構成する。

3 学長は必要に応じ、教授会に、准教授、講師、助教又はその他の職員を出席させることができる。

4 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代行する。

(審議事項)

第56条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

(委員会)

第57条 本学に常設の委員会及び臨時の委員会を置くことができる。

(学部長学科長会議)

第57条の2 本学に学部長学科長会議を置く。

2 学部長学科長会議に関する規程は、別に定める。

(学科会議)

第57条の3 各学部の学科に学科会議を置く。

2 学科会議に関する規程は、別に定める。

#### 第11章 図書館及び附置研究施設等

(図書館)

第58条 本学に附属図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(附置教育研究施設)

第59条 本学に附置教育研究施設及びその他の附属施設を置くことができる。

2 附置教育研究施設及びその他の附属施設に関する規程は、別に定める。

#### 第12章 公開講座

(公開講座)

第60条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

#### 第13章 賞 罰

(表 彰)

第61条 品行、学業ともに優秀で他の模範生となる学生に対しては表彰を行うことがある。

(懲 戒)

第62条 学則、規則又は命令に違反し、その他学生の本分に背く行為のあった者は、その情状、軽重によってこれを懲戒する。

2 懲戒は訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 学業を怠り、卒業の見込みがないと認められた者

(2) 本学の教育方針に違反し、学生の本分にもとる行為があると認められた者

(3) 出席常ならぬ者、又は正当な理由なく1ヶ月以上欠席した者

#### 第14章 補 則

(補 則)

第63条 この学則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 [1997年1月10日理事会議決]

この学則は、1997年1月10日より施行する。

附 則 [1998年12月14日理事会議決]

この学則は、1999年4月1日より施行する。ただし、別表第3の改正規定は、1999年度入学者から適用する。

附 則 [1999年3月19日理事会議決]

この学則は、1999年4月1日より施行する。

附 則 [1999年9月30日理事会議決]

この学則は、1999年4月1日より施行する。

附 則 [2000年 3月15日理事会議決]

- 1 この学則は、2000年 4月 1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この学則施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 3 中部学院大学社会教育主事任用資格取得履修規程(1999年5月24日施行)の一部を次のように改正する。  
第1条中「第15条」を「第13条」に改める。
- 4 中部学院大学精神保健福祉士受験資格取得履修規程(1999年5月24日施行)の一部を次のように改正する。  
第1条中「第15条」を「第13条」に改める。

附 則 [2000年9月26日理事会議決]

- 1 この学則は、2001年1月1日から施行する。ただし、人間福祉学科にかかる改正規定は、2001年度入学者から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、人間福祉学科にかかる2001年度から2003年度までの収容定員は次のとおりとする。

年 度	2001年度	2002年度	2003年度
収容定員	770名	740名	710名

附 則 [2001年1月17日理事会議決]

- 1 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この学則施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 [2001年3月19日理事会議決]

- 1 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の卒業に必要な単位数の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 中部学院大学教授会運営規程(1997年4月1日施行)の一部を次のように改正する。  
第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則 [2001年9月20日 理事会議決]

この学則は、2001年9月20日から施行し、2002年度編入学生から適用する。

附 則 [2002年3月18日 理事会議決]

- 1 この学則は、2002年 4月 1日から施行する。
- 2 この学則施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の学則第16条第2項ただし書の規定、別表第1の表「授業科目」の項中、社会福祉援助技術論Ⅰ、社会福祉援助技術論Ⅱ、社会福祉援助技術演習Ⅰ及び社会福祉援助技術演習Ⅱの規定並びに別表第2の規定は、2001年4月1日以後に入学する学生及び、これらの学生に相当する年次に編入する学生に適用する。

附 則 [2002年5月24日 理事会議決]

この学則は、2002年5月24日から施行し、2002年4月1日より適用する。

附 則 [2003年1月21日 理事会議決]

この学則は、2003年1月21日から施行する。

附 則[2003年9月24日 理事会議決]

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則[2004年1月20日 理事会議決]

この学則は、2004年4月1日から施行し、2004年度入学生から適用する。ただし、この学則施行日前に現に在学する学生については、この学則による改正後の学則第13条第11項の規定は、適用しない。

附 則[2004年9月22日 理事会議決]

この学則は、2004年9月22日から施行し、第31条の4及び第50条の2の規定は、2004年度に在籍する学生から適用する。

附 則[2004年12月20日 理事会議決]

1 この学則は2005年4月1日から施行し、2005年度入学生から適用する。ただし、別表第1の授業科目中、「ケア管理論」については、2002年度入学生から適用する。

2 この学則による改正後の学則第9章、第46条、第51条、第52条、第52条の2、別表第3及び別表第4の規定は2004年12月20日から施行する。

附 則[2005年3月17日 理事会議決]

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、別表1(7)保育士養成課程開講科目の改正規定は、2002年度入学生より適用する。

附 則[2005年5月25日 理事会議決]

1 この学則は、2006年4月1日より施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、人間福祉学部にかかる2006年から2008年までの収容定員は次のとおりとする。

年度 学部・学科		2006年度			2007年度			2008年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
人間福祉学部	人間福祉学科	120	20	640	120	20	600	120	15	555
	健康福祉学科	80	20	480	80	20	440	80	15	395
	子ども福祉学科	80	—	80	80	—	160	80	10	250

附 則[2005年12月14日 理事会議決]

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2006年3月31日に保育士資格を履修している者は、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則[2005年3月15日 理事会議決]

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、別表第1((2)人間福祉学部人間福祉学科専門授業科目中「保育原理」から「障害幼児発達相談」までを除く。)の改正規定については、2005年4月1日から適用する。

附 則[2006年9月26日 理事会議決]

1 この学則は、2007年4月1日より施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、子ども学部及びリハビリテーション学部にかかる2007年度から2009年度までの収容定員は次のとおりとする。

年度 学部・学科		2007年度			2008年度			2009年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
子ども学部	子ども学科	80	—	80	80	—	160	80	10	250
リハビリテーション学部	理学療法学科	40	—	40	40	—	80	40	—	120

3 従前の人間福祉学部子ども福祉学科は、改正後の第4条の規定にかかわら

ず、2007年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 4 2007年3月31日に人間福祉学部子ども福祉学科に在学している者に係る授業科目、卒業に必要な単位及び資格の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 [2006年12月20日 理事会議決]

- 1 この学則は、2007年4月1日より施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取扱いについては、なお従前の例による。

- 2 この学則による改正後の授業科目「医療福祉論A」及び「医療福祉論B」は、2005年度入学生から適用する。

附 則 [2007年3月19日 理事会議決]

この学則は、2007年4月1日より施行する。

附 則 [2007年5月28日 理事会議決]

- 1 この学則は、2008年4月1日より施行する。  
2 第4条の規定にかかわらず、経営学部にかかる2008年度から2010年度までの収容定員は次のとおりとする。

年 度 学 部・学 科		2 0 0 8 年 度			2 0 0 9 年 度			2 0 1 0 年 度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部	経営学科	80	5	85	80	5	170	80	5	250

附 則 [2007年9月26日 理事会議決]

この学則は、2008年4月1日より施行する。

附 則 [2007年12月19日 理事会議決]

- 1 この学則は、2008年4月1日より施行する。  
2 この学則による改正後の学則第31条の2、第31条の3及び第49条の2の規定は、2007年12月19日から施行し、2007年度現在、在籍する学生から適用する。

附 則 [2008年3月19日 理事会議決]

- 1 この学則は、2008年4月1日より施行する。ただし、別表1（5）子ども学部子ども学科専門授業科目の改正規定は、2007年度入学生より適用する。  
2 従前の人間福祉学部子ども福祉学科は、2007年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、子ども福祉学科の教育研究上の目的については、改正後の第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人間福祉学部 子ども福祉学科

社会福祉学を基礎に幼児及び児童における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

- 3 人間福祉学部子ども福祉学科は、2011年3月31日をもって在籍する者がいなくなったので、2011年5月30日廃止する。

附 則 [2008年5月26日 理事会議決]

- 1 この学則は、2009年4月1日より施行する。  
2 第4条の規定にかかわらず、人間福祉学科及び理学療法学科にかかる2009年度から2011年度までの収容定員は次のとおりとする。

年 度	2 0 0 9 年 度			2 0 1 0 年 度			2 0 1 1 年 度		

学部・学科		入学定員	編入学員	収容定員	入学定員	編入学員	収容定員	入学定員	編入学員	収容定員
人間福祉学部	人間福祉学科	100	15	490	100	15	470	100	15	450
リハビリテーション学部	理学療法学科	60	—	140	60	—	200	60	—	220

附 則[2008年9月24日 理事会議決]

- この学則は、2009年4月1日より施行する。
- この学則の施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取扱いについては、2009年度に人間福祉学部及び子ども学部へ編入する学生を除き、従前の例による。

附 則[2009年3月17日 理事会議決]

この学則は、2009年4月1日より施行する。

附 則[2009年5月25日 理事会議決]

この学則は、2009年5月25日より施行し、2009年度入学生から適用する。

附 則[2009年9月29日 理事会議決]

この学則は、2010年4月1日より施行し、2010年度入学生から適用する。

附 則[2009年12月16日 理事会議決]

- この学則は、2010年4月1日より施行し、2010年度入学生から適用する。
- この学則施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則[2010年3月15日 理事会議決]

この学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、別表第1(1)人間福祉学部共通授業科目「言語による表現活動Ⅳ-1(コミュニケーション日本語)」、「言語による表現活動Ⅳ-2(コミュニケーション日本語)」及び「日本事情」並びに別表第1(1)の4経営学部共通授業科目「言語による表現活動Ⅳ-1(コミュニケーション日本語)」、「言語による表現活動Ⅳ-2(コミュニケーション日本語)」及び「日本事情」の授業科目については、2009年度外国人留学生から適用する。

附 則[2010年5月25日 理事会議決]

この学則は、2011年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定については、2008年度入学生から適用する。

附 則[2010年9月30日 理事会議決]

この学則は、2010年9月30日から施行し、改正後の学則別表第3「入学検定料」にかかる規定については、2011年度受験生から適用し、改正後の学則第16条、第25条、別表1(1)の2、別表1(5)、別表1(8)及び別表1(12)の規定は、2011年度入学生から適用する。

附 則[2011年3月22日 理事会議決]

この学則は、2011年4月1日から施行する。ただし、別表第1(1)人間福祉学部共通授業科目、別表第1(1)の2子ども学部共通授業科目及び別表第1(1)の4経営学部共通授業科目の「美濃と飛騨のふくし」の授業科目については、2008年度入学生から適用し、別表第1(2)人間福祉学部人間福祉学科専門授業科目及び別表第1(3)人間福祉学部健康福祉学科専門授業科目の「音楽療法技能(歌唱と伴奏、即興、作曲と編曲)」の授業科目については、2010年度入学生から適用する。

附 則[2011年5月30日 理事会議決]

この学則は、2011年5月30日から施行する。

附 則[2011年9月28日 理事会議決]

- この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第56条及び別表1第(3)人間福祉学部健康福祉学科授業科目「社会福祉実習基礎」の改正規定について



は、2011年9月28日から施行する。

- 2 この学則による改正後の別表第1(3)人間福祉学部健康福祉学科授業科目「社会福祉実習基礎」の授業科目については、2010年度入学生から適用する。

附 則[2012年3月12日理事会議決]

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。  
 2 この学則の施行日前に在籍する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の評価の取扱については、なお従前の例による。  
 3 改正後の別表第1(4)子ども学部子ども学科専門教育系科目「コーディネーショントレーニング」の授業科目については、2011年度入学生から適用する。

附 則[2012年5月28日理事会議決]

この学則は、2012年5月28日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則[2012年9月20日理事会議決]

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則[2013年3月11日理事会議決]

この学則は、2013年4月1日から施行し、2013年度入学生から適用する。

附 則[2013年9月25日理事会議決]

この学則は、2014年4月1日から施行する。ただし、第54条の3を改正する規定は2013年9月25日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則[2014年3月13日理事会議決]

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。  
 2 従前の人間福祉学部健康福祉学科は、2014年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、健康福祉学科の教育研究上の目的については、改正後の第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人間福祉学部 健康福祉学科

社会福祉と保健、医療分野及び隣接領域との連携における諸問題を解決する理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

- 3 第4条の規定にかかわらず、看護学科にかかる2014年度から2016年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部・学 科		年 度		2014年度		2015年度		2016年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
看護リハビリテーション学部	看護学科	80	80	80	160	80	240		

- 4 従前の人間福祉学部健康福祉学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2014年3月31日に当該学科に在学する者及びこれらの学生に相当する年次に編入する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。  
 5 2014年3月31日に人間福祉学部健康福祉学科に在学する者及びこれらの学生に相当する年次に編入する者の授業科目、卒業に必要な単位及び資格の取扱いについては、なお従前の例による。  
 6 従前のリハビリテーション学部理学療法学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2014年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。  
 7 2014年3月31日にリハビリテーション学部理学療法学科に在学する者の授業科目、卒業に必要な単位及び資格の取扱いについては、なお従前の例による。

8 人間福祉学部健康福祉学科は、2018年3月31日をもって在籍する者がいなくなったので、2018年3月31日廃止する。

附 則[2014年5月27日理事会議決]

この学則は、2015年4月1日から施行し、2015年度入学生から適用する。

附 則[2014年9月24日理事会議決]

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 従前の子ども学部子ども学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2015年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 2015年3月31日に子ども学部子ども学科に在学する者の授業科目、卒業に必要な単位及び資格の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則[2015年3月16日理事会議決]

この学則は、2015年4月1日から施行する。ただし、別表第1(2)、(3)及び(6)の改正規定のうち、職業体験Ⅰ、職業体験Ⅱ及び職業体験Ⅲについては、2012年度入学生から適用する。

附 則[2015年9月30日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。

附 則[2015年12月15日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。ただし、第31条の3第1項の改正規定については、2015年12月15日から施行する。

附 則[2016年3月8日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。

附 則[2016年9月28日理事会議決]

この学則は、2017年4月1日から施行し、2017年度入学生から適用する。

附 則[2017年3月15日理事会議決]

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学部学科の組織のうち、経営学部経営学科は、2017年4月から学生募集を停止し、2017年3月31日に在学する者の卒業を待って廃止する。

附 則[2017年9月27日理事会議決]

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則[2017年12月12日理事会議決]

この学則は、2018年4月1日から施行する。ただし、別表第1(2)人間福祉学部人間福祉学科専門教育系科目「国際福祉比較入門A」、「国際福祉比較入門B」、「国際福祉比較A」及び「国際福祉比較B」の授業科目については2017年度入学生から適用する。

附 則[2018年3月15日理事会議決]

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。ただし、別表第1(1)人間福祉学部学部基礎教養系科目、別表第1(1)の2教育学部基礎教養系科目及び別表第1(2)人間福祉学部人間福祉学科専門教育系科目に係る改正は2017年度入学生から適用する。
- 2 この学則による改正後の別表第1(3)教育学部子ども教育学科専門教育系科目に係る改正は2015年度入学生から適用する。
- 3 この学則による改正後の別表第1(3)教育学部子ども教育学科専門教育系科目の授業科目「授業実践演習Ⅲ」及び「教育現場体験Ⅱ」は、2016年度以前の入学生については、科目の削除を行わない。

附 則[2018年9月27日理事会議決]

この学則は、2019年4月1日から施行する。ただし、第13条第13項の改正規

定については、2016年度入学生から適用する。

附 則[2018年12月11日理事会議決]

この学則は、2019年4月1日から施行し、2017年度入学生から適用する。

附 則[2019年3月12日理事会議決]

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 別表第1(1)人間福祉学部基礎教養系科目「総合教養F(自然科学)」の授業科目、別表第1(7)及び別表第2の改正については、2017年度入学生から適用する。
- 3 2018年3月31日に在籍する者の授業科目及び資格の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則[2019年5月29日理事会議決]

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 別表第1(2)人間福祉学部人間福祉学科専門教育系科目「特別支援教育論」の授業科目及び別表第1(7)スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科専門教育系科目「特別支援教育論」の授業科目の改正については、2019年度入学生から適用する。

附 則[2019年9月30日理事会議決]

この学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定については、2019年9月30日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則[2020年3月17日理事会議決]

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則[2020年5月27日理事会議決]

この学則は、2020年5月27日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則[2020年9月29日理事会議決]

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則[2020年12月15日理事会議決]

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、別表第1(2)人間福祉学部人間福祉学科専門教育系科目「国際福祉比較」に係る改正については2020年12月15日から施行し、2017年度入学生から適用する。
- 2 別表第3の改正規定については、2021年度入学生から適用する。

附 則[2021年3月17日理事会議決]

この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、別表第1(3)教育学部子ども教育学科専門教育系科目及び(6)スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科専門教育系科目の改正規定については、2020年度入学生から適用する。

附 則[2021年5月24日理事会議決]

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則[2021年9月29日理事会議決]

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則[2021年12月15日理事会議決]

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則[2022年12月13日理事会議決]

この学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、別表第1(2)人間福祉学部人間福祉学科専門教育系科目「人間福祉特講Ⅰ」、「人間福祉特講Ⅱ」、「人間福祉特講Ⅲ」及び「人間福祉特講Ⅳ」に係る改正については、2020年度入学生から適用する。

附 則[2023年3月16日理事会議決]

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則[2023年5月30日理事会議決]

この学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則[2023年9月26日理事会議決]

この学則は、2023年9月26日から施行する。ただし、別表第1(3)教育学部子ども教育学科専門教育系科目「介護等体験実習(事前・事後指導含む)」に係る改正については、2022年度入学生から適用する。

附 則[2024年3月18日理事会議決]

この学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、別表第1(2)人間福祉学部人間福祉学科専門教育系科目「人間福祉研究」に係る改正については、2021年度入学生から適用する。

附 則[2024年5月28日理事会議決]

この学則は、2024年5月28日から施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則[2024年9月25日理事会議決]

(施行日)

1 この学則は、2025年4月1日から施行し、2025年度入学生から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、2025年度については、なお従前の例による。

附 則[2025年3月18日理事会議決]

1 この学則は、2025年4月1日から施行する。ただし、別表第1(3)教育学部子ども教育学科専門教育系科目「子ども教育学専門演習Ⅱ」に係る改正については、2022年度入学生から適用する。

2 第13条の3及び18条の2の規定については、2025年度入学生から適用する。

3 別表第1(1)人間福祉学部基礎教養系科目及び(1)の5スポーツ健康科学部基礎教養系科目の改正規定及び(2)人間福祉学部人間福祉学科専門教育系科目「健康とスポーツ」に係る改正については、2025年度入学生から適用する。

## 別表第1

## (1) 人間福祉学部基礎教養系科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
ア 人 間 理 解 基 礎 科 目	2		
キリスト教概論Ⅰ		2	
キリスト教概論Ⅱ		2	
哲学の基礎		2	
倫理学の基礎		2	
宗教と人間		2	
環境と人間		2	
文学と人間		2	
現代社会と人間		2	
現代社会と情報		2	
人間と言語発達		2	
歴史と人間		2	
ジェンダー論		2	
死生学		2	
美濃と飛騨のふくし		2	
イ 自 己 実 現・自 己 表 現 関 連 科 目			
キャリア形成論Ⅰ		2	
キャリア形成論Ⅱ		1	演習
キャリア形成論Ⅲ		2	
現代マネジメント研究		2	
レクリエーション論		2	
ボランティア活動論		2	
ボランティア実践論		2	
障害者とのコミュニケーション		1	演習
情報活用論Ⅰ		2	
情報活用論Ⅱ		2	
情報活用論Ⅲ		2	
情報活用論Ⅳ		2	
海外研修（異文化交流）		2	演習
海外短期留学Ⅰ		2	演習
海外短期留学Ⅱ		4	演習
スポーツ科学論		2	
総合教養A（一般知能）		2	
総合教養B（一般知能）		2	
総合教養C（社会科学）		2	
総合教養D（人文科学）		2	
総合教養E（自然科学）		2	
総合教養F（自然科学）		2	
身体による表現活動Ⅰ（スポーツ実技）		1	実技

身体による表現活動Ⅱ（レクリエーション実技）		1	実技
音楽による表現活動		1	演習
言語による表現活動Ⅰ－1（コミュニケーション英語）	1		演習
言語による表現活動Ⅰ－2（コミュニケーション英語）	1		演習
言語による表現活動Ⅰ－3（コミュニケーション英語）		1	演習
言語による表現活動Ⅰ－4（コミュニケーション英語）		1	演習
言語による表現活動Ⅱ－1（コミュニケーション中国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅱ－2（コミュニケーション中国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅲ－1（コミュニケーション韓国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅲ－2（コミュニケーション韓国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅳ－1（コミュニケーション日本語）		1	演習☆
言語による表現活動Ⅳ－2（コミュニケーション日本語）		1	演習☆
言語による表現活動Ⅳ－3（コミュニケーション日本語）		1	演習☆
言語による表現活動Ⅳ－4（コミュニケーション日本語）		1	演習☆
日本事情		2	☆
<b>ウ 専 門 基 礎 科 学 科 目</b>			
日本国憲法Ⅰ		2	
日本国憲法Ⅱ		2	
心 理 学		2	
心理学特講		2	
法 学Ⅰ		2	
法 学Ⅱ		2	
社 会 学		2	
社会学特講		2	
経 済 学		2	
経済学特講		2	
政 治 学		2	
統 計 学		2	
生命倫理		2	
比較認知発達論		2	
<b>エ 専 門 教 育 導 入 科 目</b>			
人間福祉入門	2		
地域社会学		2	
人間福祉特論		2	
健康と人間		2	
音楽療法概論		2	
民法A		2	
民法B		2	
人間福祉基礎演習Ⅰ	2		
人間福祉基礎演習Ⅱ	2		
<b>オ 連 携 開 設 科 目</b>			

SPARCの連携開設科目			
--------------	--	--	--

注 ☆印は、人間福祉学部にて1年次より入学した外国人留学生の授業科目とし、必修科目とする。

(1) の 2 教育学部基礎教養系科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
ア 人 間 理 解 基 礎 科 目	2		
キリスト教概論Ⅰ			
キリスト教概論Ⅱ		2	
哲学の基礎		2	
倫理学の基礎		2	
宗教と人間		2	
健康と人間		2	
環境と人間		2	
文学と人間		2	
現代社会と人間		2	
現代社会と情報		2	
教育と人間		2	
人間と言語発達		2	
歴史と人間		2	
ジェンダー論		2	
死生学	2		
美濃と飛騨のふくし	2		
イ 自 己 実 現・自 己 表 現 関 連 科 目			
キャリア形成論Ⅰ		2	
キャリア形成論Ⅱ		2	
キャリア形成論Ⅲ		2	
キャリア形成論Ⅳ		1	演習
現代マネジメント研究		2	
ボランティア活動論		2	
海外研修（異文化交流）		2	演習
海外短期留学Ⅰ		2	演習
海外短期留学Ⅱ		4	演習
障害者とのコミュニケーション		1	演習
情報活用論Ⅰ	2		
情報活用論Ⅱ		2	
情報活用論Ⅲ		2	
情報活用論Ⅳ		2	
スポーツ科学論	2		
身体による表現活動Ⅰ（スポーツ実技）	1		実技
身体による表現活動Ⅱ（レクリエーション実技）		1	実技
音楽による表現活動		1	演習
言語による表現活動Ⅰ－1（コミュニケーション英語）	1		演習

言語による表現活動Ⅰ－２（コミュニケーション英語）	1		演習
言語による表現活動Ⅰ－３（コミュニケーション英語）		1	演習
言語による表現活動Ⅰ－４（コミュニケーション英語）		1	演習
言語による表現活動Ⅱ－１（コミュニケーション中国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅱ－２（コミュニケーション中国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅲ－１（コミュニケーション韓国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅲ－２（コミュニケーション韓国語）		1	演習
<b>ウ 専 門 基 礎 科 学 科 目</b>			
日本国憲法Ⅰ	2		
日本国憲法Ⅱ		2	
生命倫理		2	
心 理 学		2	
心理学特講		2	
法 学Ⅰ		2	
法 学Ⅱ		2	
政 治 学		2	
社 会 学		2	
社会学特講		2	
経 済 学		2	
統 計 学		2	
比較認知発達論		2	
<b>エ 専 門 教 育 導 入 科 目</b>			
地域教育学		2	
教職入門	2		
教育原理	2		
教育現場参観		1	演習
教育現場体験		1	演習
保育現場参観		1	演習
子ども教育学基礎演習ⅠA	1		演習
子ども教育学基礎演習ⅠB	1		演習
子ども教育学基礎演習ⅡA	1		演習
子ども教育学基礎演習ⅡB	1		演習
子どもと教育		1	

(1) の3 看護リハビリテーション学部基礎教養系科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
<b>ア 人 間 理 解 基 礎 科 目</b>			
キリスト教概論	2		
哲学の基礎		2	
宗教と人間		2	
健康と人間		2	



環境と人間		2	
文学と人間		2	
現代社会と人間		2	
現代社会と情報		2	
人間と言語発達		2	
死生学		2	
美濃と飛騨のふくし		2	
<b>イ 自己実現・自己表現関連科目</b>			
ボランティア活動論		2	
情報活用論Ⅰ		2	
情報活用論Ⅱ		2	
情報活用論Ⅲ		2	
情報活用論Ⅳ		2	
異文化交流		2	演習
スポーツ科学論		2	
身体による表現活動Ⅰ（スポーツ実技）		1	実技
身体による表現活動Ⅱ（レクリエーション実技）		1	実技
言語による表現活動Ⅰ－1（コミュニケーション英語）	1		演習
言語による表現活動Ⅰ－2（コミュニケーション英語）	1		演習
言語による表現活動Ⅰ－3（コミュニケーション英語）		1	演習
言語による表現活動Ⅰ－4（コミュニケーション英語）		1	演習
言語による表現活動Ⅱ－1（コミュニケーション中国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅱ－2（コミュニケーション中国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅲ－1（コミュニケーション韓国語）		1	演習
言語による表現活動Ⅲ－2（コミュニケーション韓国語）		1	演習
<b>ウ 専門基礎科学科目</b>			
日本国憲法		2	
生命倫理	2		
心理学		2	
法学		2	
社会学		2	
経済学		2	
統計学		2	
生物学		2	
物理学		2	
<b>エ 専門教育導入科目</b>			
医療安全学（感染防御学＜対策＞）	2		
人間発達学		2	このうち 4単位 以上修得
公衆衛生学		2	
臨床心理学		2	
コミュニケーション論	2		
教育心理学		2	
総合科目A		2	

総合科目 B		2	
理学療法基礎演習 I	1		演習
理学療法基礎演習 II	1		演習
理学療法基礎演習 III	1		演習
理学療法基礎演習 IV	1		演習

(1) の 4 看護リハビリテーション学部看護学科基礎教養系科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
ア 人間理解基礎科目			
キリスト教概論	2		
哲学の基礎		2	
文化人類学		2	
宗教と人間		2	
文学と人間		2	
現代社会と人間		2	
現代社会と情報		2	
人間と言語発達		2	
美濃と飛騨のふくし		2	
死生学		2	
イ 自己実現・自己表現関連科目			
ボランティア活動論		2	
スポーツ科学論		2	
情報活用論 I	2		
情報活用論 II		2	
情報活用論 III		2	
異文化交流		2	演習
キャリア形成論 I		2	
キャリア形成論 II		2	
身体による表現活動 I (スポーツ実技)		1	実技
身体による表現活動 II (レクリエーション実技)		1	実技
言語による表現活動 I -1 (コミュニケーション英語)	1		演習
言語による表現活動 I -2 (コミュニケーション英語)	1		演習
言語による表現活動 I -3 (コミュニケーション英語)		1	演習
言語による表現活動 I -4 (コミュニケーション英語)		1	演習
言語による表現活動 II -1 (コミュニケーション中国語)		1	演習
言語による表現活動 II -2 (コミュニケーション中国語)		1	演習
言語による表現活動 III -1 (コミュニケーション韓国語)		1	演習
言語による表現活動 III -2 (コミュニケーション韓国語)		1	演習
ウ 専門基礎科学科目			

日本国憲法		2	
心理学		2	
法学		2	
社会学		2	
経済学		2	
保健統計学	2		
生物学		2	
物理学		2	
看護学基礎演習Ⅰ-1	1		演習
看護学基礎演習Ⅰ-2	1		演習
看護学基礎演習Ⅱ	1		演習
<b>エ 専門教育導入科目</b>			
生化学	1		
社会保障論		1	
社会福祉学	2		
福祉包括支援論		1	
公衆衛生学	1		
人間関係論	1		
医学概論	1		
リハビリテーション概論	1		
疫学	2		
臨床薬理学	2		
病理学	2		
臨床微生物学	1		
臨床検査学	1		
臨床栄養学	1		
人体の構造（解剖学）	2		講・演
人体の機能（生理学）	2		講・演
成人・老年疾病治療論Ⅰ	2		
成人・老年疾病治療論Ⅱ	2		
小児疾病治療論	1		
母性疾病治療論	1		
精神疾病治療論	1		
医療関係法規	1		
保健医療福祉行政論	2		

(1) の5 スポーツ健康科学部基礎教養系科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
ア 人間理解基礎科目			
キリスト教概論Ⅰ	2		

キリスト教概論Ⅱ		2	
哲学の基礎		2	
倫理学の基礎		2	
宗教と人間		2	
環境と人間		2	
文学と人間		2	
健康と人間		2	
人間と言語発達		2	
歴史と人間		2	
現代社会と情報		2	
死生学		2	
美濃と飛騨のふくし		2	
イ 自己実現・自己表現関連科目			
ボランティア活動論		2	
ボランティア実践論		2	
現代マネジメント研究		2	
情報活用論Ⅰ	2		
情報活用論Ⅱ		2	
情報活用論Ⅲ		2	
情報活用論Ⅳ		2	
総合教養A(一般知能)		2	
総合教養B(一般知能)		2	
総合教養C(社会科学)		2	
総合教養D(人文科学)		2	
総合教養E(自然科学)		2	
総合教養F(自然科学)		2	
海外研修(異文化交流)		2	演習
海外短期留学Ⅰ		2	演習
海外短期留学Ⅱ		4	演習
障害者とのコミュニケーション		1	演習
身体による表現活動Ⅰ(スポーツ実技)		1	実技
身体による表現活動Ⅱ(レクリエーション実技)		1	実技
言語による表現活動Ⅰ-1(コミュニケーション英語)		1	演習
言語による表現活動Ⅰ-2(コミュニケーション英語)		1	演習
言語による表現活動Ⅰ-3(コミュニケーション英語)		1	演習
言語による表現活動Ⅰ-4(コミュニケーション英語)		1	演習
言語による表現活動Ⅱ-1(コミュニケーション中国語)		1	演習
言語による表現活動Ⅱ-2(コミュニケーション中国語)		1	演習
言語による表現活動Ⅲ-1(コミュニケーション韓国語)		1	演習
言語による表現活動Ⅲ-2(コミュニケーション韓国語)		1	演習
ウ 専門基礎科学科目			
日本国憲法Ⅰ		2	
日本国憲法Ⅱ		2	
心理学		2	

法 学 I		2	
法 学 II		2	
社 会 学		2	
統 計 学		2	
政 治 学		2	
生命倫理		2	
経 済 学		2	
エ 専門教育導入科目			
教職入門		2	
教育原理		2	
スポーツ教育論		2	
スポーツ社会学		2	
スポーツ科学論		2	
スポーツとキャリア		2	
レクリエーション論		2	
健康スポーツ論		2	
身体発達論		2	
発達心理学		2	
基礎経営学		2	
障がい者の特性と理解		2	
スポーツ健康科学入門（教育・健康）	2		
スポーツ健康科学入門（障がい・マネジメント）	2		
基礎演習Ⅰ－1	1		演習
基礎演習Ⅰ－2	1		演習
基礎演習Ⅱ	1		演習
オ 連携開設科目			
SPARCの連携開設科目			

(2) 人間福祉学部 人間福祉学科専門教育系科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
ア 専門準備科目			
医学概論		2	
高齢者福祉論		2	
障害者福祉論		2	
児童・家庭福祉論		2	
公的扶助論		2	
地域福祉論Ⅰ		2	
地域福祉論Ⅱ		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職		2	

ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
ソーシャルワーク演習	1	演習
保健医療と福祉	2	
社会福祉調査の基礎	2	
精神医学Ⅰ	2	
精神医学Ⅱ	2	
精神保健学Ⅰ	2	
精神保健学Ⅱ	2	
精神保健福祉の基盤と専門職	2	
人権と福祉	2	
日本の福祉	2	
健康とスポーツ	2	
障がい者スポーツ論	2	
行政学	2	
発達心理学	2	
人間工学と福祉機器	2	
福祉住環境論	2	
生涯スポーツ論	2	
国際福祉比較入門A	2	★
国際福祉比較入門B	2	★
国際福祉比較A	2	★
国際福祉比較B	2	★
職業体験Ⅰ	2	実習
職業体験Ⅱ	2	実習
職業体験Ⅲ	2	実習
<b>イ 専 門 科 目</b>		
社会福祉原論Ⅰ	2	
社会福祉原論Ⅱ	2	
社会保障論Ⅰ	2	
社会保障論Ⅱ	2	
福祉経営学	2	
権利擁護と成年後見制度	2	
刑事司法と福祉	2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2	
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	1	演習
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	1	演習
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	1	演習
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	1	演習
ソーシャルワーク実習	6	実習
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	演習
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	演習
精神障害リハビリテーション論	2	
精神保健福祉の原理	4	

精神保健福祉制度論	2	
精神保健福祉の理論と方法（専門）Ⅰ	2	
精神保健福祉の理論と方法（専門）Ⅱ	2	
精神保健福祉演習Ⅰ	1	演習
精神保健福祉演習Ⅱ	1	演習
精神保健福祉演習Ⅲ	1	演習
精神保健福祉実習	5	実習
精神保健福祉実習指導Ⅰ	1	演習
精神保健福祉実習指導Ⅱ	1	演習
精神保健福祉実習指導Ⅲ	1	演習
介護福祉論Ⅰ	2	
介護福祉論Ⅱ	2	
介護の基本A（住環境）	2	
介護の基本B（予防と運動学）	2	
介護の基本C（地域生活支援）	2	
介護の基本D（レクリエーション）	2	
介護コミュニケーション技術論	2	
生活支援技術（介護）Ⅰ	2	演習
生活支援技術（介護）Ⅱ	4	演習
生活支援技術（介護）Ⅲ	2	演習
生活支援技術A（栄養・調理）	2	演習
生活支援技術B（住居・被服）	2	演習
介護過程Ⅰ	2	演習
介護過程Ⅱ	2	演習
介護過程Ⅲ	2	演習
介護総合演習Ⅰ	1	演習
介護総合演習Ⅱ	1	演習
介護総合演習Ⅲ	1	演習
介護総合演習Ⅳ	1	演習
発達と老化の理解	1	演習
認知症の理解A（医学）	2	演習
認知症の理解B（生活支援・制度）	1	演習
障害の理解	1	演習
こころとからだのしくみA（介護）	1	
こころとからだのしくみB（介護）	1	
医療的ケアA	2	
医療的ケアB	1	演習
医療的ケアC	1	演習
ケア管理論	2	
介護基礎実習Ⅰ	2	実習
介護基礎実習Ⅱ（地域実習）	1	実習
介護過程実習	3	実習
介護総合実習	4	実習
臨床心理学	2	
災害と福祉	2	
社会福祉政策論	2	
社会福祉発達史	2	
社会心理学	2	

現代福祉マネジメント		2	
福祉総合演習		2	演習
こども家庭福祉ソーシャルワーク論		2	
公務員特講Ⅰ		2	
公務員特講Ⅱ		2	
公務員特講Ⅲ		2	
公務員特講Ⅳ		2	
公務員特講Ⅴ		4	
特別支援教育論		1	
リハビリテーション論		2	
障がい者レクリエーション論		2	
情報処理論		2	
手話表現		1	演習
人間福祉特講Ⅰ		2	
人間福祉特講Ⅱ		2	
人間福祉特講Ⅲ		2	
人間福祉特講Ⅳ		2	
人間福祉専門演習Ⅰ	4		演習
人間福祉専門演習Ⅱ	4		演習
人間福祉研究		2	演習

注 ★印は、外国人留学生の授業科目とする。

(3) 教育学部 子ども教育学科専門教育系科目

授 業 科 目	単位数		備考
	必修	選択	
(小学校・中学校教諭コース)			
ア 専 門 科 目			
教育行政学	2		
教育社会学		2	
教育心理学	2		
児童心理学		2	
教育課程論 (小・中)		2	
教育方法論 (ICTの活用を含む)		2	
教育相談	2		
音 楽 A		1	演習※1
音 楽 B		1	演習※1
図画工作		1	演習※1
体 育		1	演習※1
生 活		2	※1
社 会		2	※1
算 数		2	※1
理 科		2	※1
家 庭		2	※1
小学校英語		2	※1



日本語表現法(書写を含む)	2	※1
国語科教育法	2	
社会科教育法	2	
算数科教育法	2	
生活科教育法	2	
図画工作科教育法	2	
体育科教育法	2	
理科教育法	2	
音楽科教育法	2	
家庭科教育法	2	
小学校英語指導法	2	
英語学概論Ⅰ	2	※1
英語学概論Ⅱ	2	※1
英語音声学	2	※1
英文法論Ⅰ	2	※1
英文法論Ⅱ	2	
英語文学概論	2	※1
英語文学演習Ⅰ	1	演習
英語文学演習Ⅱ	1	演習
英語文学史	2	※1
英語コミュニケーションⅠ	1	演習※1
英語コミュニケーションⅡ	1	演習※1
英語コミュニケーションⅢ	1	演習※1
Academic Writing	1	演習※1
異文化理解Ⅰ	2	※1
異文化理解Ⅱ	2	
異文化コミュニケーション	2	※1
英語科教育法A	2	
英語科教育法B	2	
英語科教育法C	2	
英語科教育法D	2	
国際英語論	2	
資格英語Ⅰ	1	演習
資格英語Ⅱ	1	演習
Media English	1	演習
英語専門研究Ⅰ	1	演習
英語専門研究Ⅱ	1	演習
英語専門研究Ⅲ	1	演習
英語専門研究Ⅳ	1	演習
小中連携英語演習Ⅰ	1	演習
小中連携英語演習Ⅱ	1	演習
小中連携英語概論	2	※1
幼保小中連携英語演習	1	演習※1
特別支援教育論	1	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
生徒・進路指導論	2	
道徳教育論	2	
授業実践演習Ⅰ	1	演習

授業実践演習Ⅱ		1	演習
教師への道Ⅰ		1	演習
教師への道Ⅱ		1	演習
教師への道Ⅲ		1	演習
コーディネーショントレーニング		1	演習
保育・教育課程論（幼）		2	
保育内容総論		1	演習
保育内容（健康）Ⅰ		1	演習
保育内容（健康）Ⅱ		1	演習
保育内容（人間関係）Ⅰ		1	演習
保育内容（人間関係）Ⅱ		1	演習
保育内容（環境）Ⅰ		1	演習
保育内容（環境）Ⅱ		1	演習
保育内容（言葉）Ⅰ		1	演習
保育内容（言葉）Ⅱ		1	演習
保育内容（音楽表現）Ⅰ		1	演習
保育内容（音楽表現）Ⅱ		1	演習
保育内容（造形表現）Ⅰ		1	演習
保育内容（造形表現）Ⅱ		1	演習
幼児と健康		1	演習
幼児と人間関係		1	演習
幼児と環境		1	演習
幼児と言葉		1	演習
幼児と表現		1	演習
幼児指導法		1	演習
教育方法論（幼）		2	
幼児理解の理論と方法		1	演習
総合表現活動A		2	演習
総合表現活動B		2	演習
<b>イ 実践・統合科目</b>			
教職実践演習（小・中）		2	演習
子ども教育学専門演習Ⅰ	2		演習
子ども教育学専門演習Ⅱ	4		演習
小学校教育実習		4	実習
小学校教育実習事前・事後指導		1	演習
教育実習（中学校）		4	実習
教育実習事前・事後指導		1	演習
介護等体験実習（事前・事後指導含む）		2	実習
学校インターンシップⅠ		1	演習
学校インターンシップⅡ		1	演習
職業体験Ⅰ		2	実習
職業体験Ⅱ		2	実習
職業体験Ⅲ		2	実習
幼稚園教育実習Ⅰ		2	実習
幼稚園教育実習Ⅱ		2	実習
幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅰ		1	演習

幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅱ		1	演習
(幼稚園教諭・保育士コース) ア 専門科目			
幼児理解の理論と方法		1	演習
社会福祉原論Ⅰ		2	
社会福祉原論Ⅱ		2	
子ども家庭支援論		2	
子ども家庭福祉		2	
教育心理学		2	
保育・教育課程論(幼)		2	
保育内容総論	1		演習
保育内容(健康)Ⅰ	1		演習
保育内容(健康)Ⅱ		1	演習
保育内容(人間関係)Ⅰ	1		演習
保育内容(人間関係)Ⅱ		1	演習
保育内容(環境)Ⅰ	1		演習
保育内容(環境)Ⅱ		1	演習
保育内容(言葉)Ⅰ	1		演習
保育内容(言葉)Ⅱ		1	演習
保育内容(音楽表現)Ⅰ	1		演習
保育内容(音楽表現)Ⅱ		1	演習
保育内容(造形表現)Ⅰ	1		演習
保育内容(造形表現)Ⅱ		1	演習
幼児と健康	1		演習
幼児と人間関係	1		演習
幼児と環境	1		演習
幼児と言葉	1		演習
幼児と表現	1		演習
幼児指導法		1	演習
教育方法論(幼)		2	
教育相談		2	
音楽A	1		演習
音楽B	1		演習
図画工作		1	演習
体育		1	演習
生活		2	
社会		2	
算数		2	
理科		2	
家庭		2	
小学校英語	2		
日本語表現法(書写を含む)		2	
国語科教育法		2	
社会科教育法		2	
算数科教育法		2	
理科教育法		2	

生活科教育法		2	
音楽科教育法		2	
図画工作科教育法		2	
家庭科教育法		2	
体育科教育法		2	
小学校英語指導法		2	
道徳教育論		2	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	
英語学概論Ⅰ		2	
英語学概論Ⅱ		2	
英語文学概論		2	
英語コミュニケーションⅠ		1	演習
異文化理解Ⅰ		2	
幼保小中連携英語演習	1		演習
特別支援教育論		1	
保育原理		2	
社会的養護Ⅰ		2	
保育者論		2	
保育の心理学		2	
子どもの保健		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
子どもの健康と安全		1	演習
子どもの食と栄養A		1	演習
子どもの食と栄養B		1	演習
家庭支援論		2	
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	演習
障害児保育A		1	演習
障害児保育B		1	演習
社会的養護Ⅱ		1	演習
教育行政学		2	
教育社会学		2	
児童心理学		2	
子育て支援		1	演習
総合表現活動A		2	演習
総合表現活動B		2	演習
保育表現技術講座Ⅰ		1	演習
保育表現技術講座Ⅱ		1	演習
保育実践講座Ⅰ		1	演習
保育実践講座Ⅱ		1	演習
保育実技試験対策講座		1	演習
障害者福祉論		2	
地域福祉論Ⅰ		2	
コーディネーショントレーニング		1	演習
イ 実践・統合科目			
地域子育て支援実習		4	実習

地域子育て支援実習事前・事後指導		1	演習
幼児教育・保育・福祉インターンシップ A		1	演習
幼児教育・保育・福祉インターンシップ B		1	演習
保育・教職実践演習（幼）		2	演習
子ども教育学専門演習Ⅰ	2		演習
子ども教育学専門演習Ⅱ	4		演習
幼稚園教育実習Ⅰ		2	実習
幼稚園教育実習Ⅱ		2	実習
幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅰ		1	演習
幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅱ		1	演習
保育実習Ⅰ A（保育所実習）		2	実習
保育実習Ⅰ B（施設実習）		2	実習
保育実習Ⅱ（保育所実習）		2	実習
保育実習Ⅲ（施設実習）		2	実習
保育実習事前・事後指導Ⅰ A		1	演習
保育実習事前・事後指導Ⅰ B		1	演習
保育実習事前・事後指導Ⅱ		1	演習
保育実習事前・事後指導Ⅲ		1	演習
小学校教育実習事前・事後指導		1	演習
小学校教育実習		4	実習
介護等体験実習（事前・事後指導含む）		2	実習
職業体験Ⅰ		2	実習
職業体験Ⅱ		2	実習
職業体験Ⅲ		2	実習

注1 ※1は選択必修科目とし、13科目以上を修得することとする。

(4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科専門教育系科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
ア 専 門 基 礎 科 目			
解剖学Ⅰ	1		
解剖学Ⅱ	1		
運動生理学	1		
解剖学実習	1		実習
運動器超音波解剖実習		1	実習
体表解剖学	1		
体表解剖学実習	1		実習
生理学Ⅰ	1		
生理学Ⅱ	1		
生理学実習	1		実習
運動学Ⅰ	1		
運動学Ⅱ	1		
運動学実習	1		実習
臨床運動学	1		

病理学総論	2		
医学概論	2		
内科系医療学	2		
整形外科系医療学	2		
神経内科系医療学	2		
精神医学系医療学	2		
老年医学系医療学	2		
リハビリテーション概論	2		
医療福祉論	2		
生活支援工学(福祉用具適合論)		2	
福祉機器入門		2	
音楽療法概論		2	
<hr/>			
イ 専 門 科 目			
理学療法概論	2		
理学療法特講(理学療法学総合演習)	2		演習
理学療法研究(卒業研究)Ⅰ	1		演習
理学療法研究(卒業研究)Ⅱ	1		演習
理学療法研究(卒業研究)Ⅲ	1		演習
理学療法管理学	2		
基礎理学療法検査・測定論Ⅰ	1		
基礎理学療法検査・測定論Ⅱ	1		
基礎理学療法検査・測定論Ⅲ	1		
骨関節障害系理学療法評価学	1		
内部障害系理学療法評価学	1		
神経障害系理学療法評価学	1		
スポーツ障害系理学療法評価学	1		
骨関節障害系理学療法学	2		
骨関節障害系理学療法学実習	1		実習
内部障害系理学療法学	2		
内部障害系理学療法学実習	1		実習
神経障害系理学療法学	2		
神経障害系理学療法学実習	1		実習
スポーツ障害系理学療法学	2		
スポーツ障害系理学療法学実習		1	実習
小児発達系理学療法学	2		
小児発達系理学療法学実習		1	実習
老人生活系理学療法学	2		
物理療法学	2		
物理療法学実習	1		実習
日常生活活動学	2		
日常生活活動学実習	1		実習
義肢装具学	2		
認知運動療法概論		2	
マニュアルセラピー		2	
筋力トレーニング論		2	
ストレッチング		2	

地域理学療法学	2		
生活環境論	2		
臨床体験見学実習	2		実習
臨床評価実習	4		実習
総合臨床実習Ⅰ	7		実習
総合臨床実習Ⅱ	7		実習
臨床実習指導Ⅰ	1		演習
臨床実習指導Ⅱ	1		演習
臨床実習指導Ⅲ	1		演習

(5) 看護リハビリテーション学部看護学科専門教育系科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
ア 専門科目			
看護倫理学	1		
フィジカルアセスメント	1		演習
看護学概論Ⅰ	2		
看護学概論Ⅱ（看護理論）	1		
基本看護技術Ⅰ（共通）	1		演習
基本看護技術Ⅱ（日常生活援助技術）	2		演習
基本看護技術Ⅲ（看護過程展開技法）	1		演習
基本看護技術Ⅳ（診療の補助）	2		演習
基礎看護学実習Ⅰ	1		実習
基礎看護学実習Ⅱ	2		実習
在宅看護論	2		
在宅臨床看護Ⅰ（看護技術）	1		演習
在宅臨床看護Ⅱ（看護過程・展開技法）	1		演習
地域包括ケアとマネジメント	1		
地域看護（地域ケア・予防活動）	1		
在宅看護論実習	2		実習
成人看護学概論	2		
成人臨床看護Ⅰ（健康障害と看護）	2		講・演
成人臨床看護Ⅱ（看護技術・看護過程演習）	2		講・演
成人看護学実習（慢性期）	2		実習
成人看護学実習（急性期）	2		実習
老年看護学概論	2		
老年臨床看護Ⅰ（健康障害と看護）	1		演習
老年臨床看護Ⅱ（看護技術・看護過程演習）	1		演習
老年看護学実習Ⅰ（介護施設）	1		実習
老年看護学実習Ⅱ（医療施設）	2		実習
小児看護学概論	2		
小児臨床看護Ⅰ（健康障害と看護）	1		演習
小児臨床看護Ⅱ（看護技術・看護過程演習）	1		演習

小児看護学実習	2		実習
母性看護学概論	2		
母性臨床看護Ⅰ（周産期の看護）	1		演習
母性臨床看護Ⅱ（看護技術・看護過程演習）	1		演習
母性看護学実習	2		実習
精神看護学概論	2		
精神臨床看護Ⅰ（健康障害と看護）	1		演習
精神臨床看護Ⅱ（看護技術・看護過程演習）	1		演習
精神看護学実習	2		実習
チーム医療論	1		
看護管理論	1		
医の安全	1		
国際看護論		1	
災害看護論	1		
緩和ケア論	1		
統合看護実習	3		実習
地域包括ケア実習	2		実習
看護学専門演習Ⅰ	1		演習
看護学専門演習Ⅱ	1		演習
看護学研究方法論	1		
看護学研究（ゼミナール）	2		演習
公衆衛生看護学概論	2		
公衆衛生看護技術論（家庭訪問、健康相談）		2	
公衆衛生看護活動論Ⅰ	2		
公衆衛生看護活動論Ⅱ		2	
学校保健論		1	
産業保健論		1	
公衆衛生看護管理論		2	
家族看護論	2		
公衆衛生看護技術演習（健康教育等）		1	演習
公衆衛生看護地域診断演習		1	演習
公衆衛生看護学実習Ⅰ（学校・産業）		2	実習
公衆衛生看護学実習Ⅱ（市町村・保健所）		3	実習
保健医療福祉演習（事業化・施策化）		1	演習
公衆衛生看護学特論		1	演習

(6) スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科専門教育系科目

授 業 科 目	単位数		備考
	必修	選択	
ア 専門共通科目			
スポーツ実技（体づくり運動）		1	実技※1
スポーツ実技（器械運動）		1	実技※2
スポーツ実技（陸上競技）Ⅰ		1	実技※2



スポーツ実技（水泳）	1	実技※2
スポーツ実技（バスケットボール）	1	実技※3
スポーツ実技（サッカー）Ⅰ	1	実技※3
スポーツ実技（バレーボール）Ⅰ	1	実技※3
スポーツ実技（テニス）	1	実技※3
スポーツ実技（ソフトボール）	1	実技※3
スポーツ実技（剣道）	1	実技※4
スポーツ実技（ダンス）	1	実技※4
生理学（運動生理学を含む）	2	
解剖学	2	
運動学（運動方法学を含む）	2	
スポーツ心理学Ⅰ	2	
スポーツ心理学Ⅱ	2	
スポーツマネジメント	2	
スポーツと法律	2	
情報処理論	2	
インターンシップⅠ	1	実習
インターンシップⅠ事前・事後指導	1	演習
インターンシップⅡ	1	実習
インターンシップⅡ事前・事後指導	1	演習
インターンシップⅢ（事前・事後指導含む）	1	実習
インターンシップⅣ（事前・事後指導含む）	1	実習
<b>イ 専門応用科目</b>		
教育心理学	2	
教育行政学	2	
衛生学及び公衆衛生学	2	
学校保健A（小児保健、精神保健含む）	2	
学校保健B（学校安全、救急処置含む）	2	
教育課程論（中・高）	2	
保健体育科教育法A	2	
保健体育科教育法B	2	
保健体育科教育法C	2	
保健体育科教育法D	2	
道徳教育論	2	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
特別支援教育論	1	
教育方法論（ICTの活用を含む）	2	
生徒・進路指導論	2	
教育相談	2	
教育実習事前・事後指導	1	演習
教育実習（中学校）	4	実習
教育実習（高校）	2	実習
教職実践演習（中・高）	2	演習
介護等体験実習（事前・事後指導含む）	2	実習
スポーツ実技（陸上競技）Ⅱ指導法	1	実技
スポーツ実技（サッカー）Ⅱ指導法	1	実技

スポーツ実技（バレーボール）Ⅱ指導法		1	実技
障がい者スポーツ論Ⅰ		2	※5
障がい者スポーツ論Ⅱ		2	
障がい者スポーツ論Ⅲ		2	
障がい者スポーツ実技		1	実技
障がい者スポーツ実習Ⅰ		1	実習
障がい者スポーツ実習Ⅱ		1	実習
リハビリテーション論		2	
障がい者レクリエーション論		2	
スポーツ経営論		2	※5
スポーツクラブ経営論		2	
スポーツ指導論		2	※5
スポーツ医学論		2	※5
スポーツ施設論		2	
スポーツ産業論		2	
スポーツメディア論		2	
スポーツツーリズム演習		1	演習
専門演習	2		演習
卒業研究	2		演習
スポーツカウンセリング		2	
メンタルトレーニング		1	演習
スポーツ生理学（スポーツ医学含む）		2	
スポーツ栄養学		2	
スポーツ・バイオメカニクス		2	
運動処方論		2	
測定評価論		2	
テーピング演習		1	演習
トレーニング論		2	
総合型地域スポーツクラブ演習		2	演習
保健体育科教員特別演習Ⅰ		1	演習
保健体育科教員特別演習Ⅱ		1	演習

注1 ※1から※4は選択必修科目とし、※2から1科目以上、※3から1科目以上、※4から1科目以上を含めた8科目以上を修得することとする。

注2 ※5は選択必修科目とし、1科目以上を修得することとする。

(7) 社会福祉士国家試験受験資格開講科目（教育学部）

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
高齢者福祉論		2	
社会保障論Ⅰ		2	
社会保障論Ⅱ		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		2	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2	

ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	
ソーシャルワーク演習	1	演習
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	1	演習
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	1	演習
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	1	演習
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	1	演習
医学概論	2	
保健医療と福祉	2	
公的扶助論	2	
権利擁護と成年後見制度	2	
社会福祉調査の基礎	2	
地域福祉論Ⅱ	2	
福祉経営学	2	
刑事司法と福祉	2	
ソーシャルワーク実習	6	実習
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	演習
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	演習

(8) 国試対策等講座科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
社会福祉土国試対策講座（特講Ⅰ）		2	
社会福祉土国試対策講座（特講Ⅱ）		4	
精神保健福祉土国試対策講座		4	
介護福祉土国家試験対策講座Ⅰ		2	
介護福祉土国家試験対策講座Ⅱ		4	
小学校教員採用試験対策講座Ⅰ		2	
小学校教員採用試験対策講座Ⅱ		2	
小学校教員採用試験対策講座Ⅲ		2	
小学校教員採用試験対策講座Ⅳ		2	
小学校教員採用試験対策講座Ⅴ		2	
幼稚園教育・保育士就職試験対策講座Ⅰ		1	演習
幼稚園教育・保育士就職試験対策講座Ⅱ		1	演習
幼稚園教育・保育士就職試験対策講座Ⅲ		1	演習

別表第2 卒業に必要な最低修得単位数

学部	学科	科目群	卒業要件単位
人間福祉	人間福祉学科	基礎教養系科目 人間理解基礎科目 自己実現・自己表現関連科目 専門基礎科学科目 専門教育導入科目	24単位
		専門教育系科目	

学部		専門準備科目 専門科目	80単位
		基礎教養系科目又は専門教育系科目	20単位
		合 計	124単位
教育学部	子ども教育学科	基礎教養系科目 人間理解基礎科目 自己実現・自己表現関連科目 専門基礎科学科目 専門教育導入科目	23単位
		専門教育系科目 専門科目 実践・統合科目	105単位
		合 計	128単位
看護リハビリテーション学部	理学療法学科	基礎教養系科目 人間理解基礎科目 自己実現・自己表現関連科目 専門基礎科学科目 専門教育導入科目	24単位
		専門教育系科目 専門基礎科目 専門科目	105単位
		合 計	129単位
	看護学科	基礎教養系科目 人間理解基礎科目 自己実現・自己表現関連科目 専門基礎科学科目 専門教育導入科目	17単位 30単位
		専門教育系科目 専門科目	78単位
		合 計	125単位
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	基礎教養系科目 人間理解基礎科目 自己実現・自己表現関連科目 専門基礎科学科目 専門教育導入科目	24単位
		専門教育系科目 専門共通科目 専門応用科目	80単位
		基礎教養系科目又は専門教育系科目	20単位
		合 計	124単位

別表第3 学納金等

人間福祉学部	入学検定料	30,000円 ただし、大学入試センター試験利用 にあつては15,000円とする。

教育学部 スポーツ健康科学部	入学金 (入学時)	200,000円
	授業料 (年 額)	600,000円
	施設設備資金 (年 額)	232,500円
	実習費	別に定める
	教育充実費 (年 額)	325,000円
看護リハビリテーション学部	入学検定料	30,000円 ただし、大学入試センター試験利用 にあつては15,000円とする。
	入学金 (入学時)	200,000円
	授業料 (年 額)	800,000円
	施設設備資金 (年 額)	232,500円
	実習費 (年 額)	220,000円
	教育充実費 (年 額)	325,000円

別表第4 研究生、聴講生、科目等履修生の学納金等

研 究 生	出 願 料		10,000円
	入 学 金		15,000円
	研 究 料 (年)		36,000円
聴 講 生	出 願 料		5,000円
	入 学 金		10,000円
	聴 講 料	講 義 (1単位)	5,000円
		演 習 (1単位)	7,500円
科 目 等 履 修 生	出 願 料		5,000円
	入 学 金		10,000円
	科 履 修 等 料	講 義 (1単位)	10,000円
		演 習・実 習 費 (1単位)	15,000円

別表第5

在 籍 料	100,000円	休学の期間が半期による場合は、 半額とする。
-------	----------	---------------------------